

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道虻田郡真狩村

2 構造改革特別区域の名称

真狩村ボランティア輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道虻田郡真狩村の全域

4 構造改革特別区域の特性

真狩村は、札幌市を中心とする道央経済圏の南西部に位置し、蝦夷富士と呼ばれる羊蹄山の南に広がる農業が基幹産業の純農村地域です。

村内に国道はなく、主要道道岩内洞爺線、豊浦京極線、三ノ原ニセコ線が通り、公共交通機関として、路線バスが運行されていますが、一日往復7本と便数が少ないことや乗降場所も道道岩内洞爺線沿いにあるのみで、利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえない状況です。

本村の人口は、昭和35年国勢調査の5,272名から、これ以降の15年間で2,075名、約40%減（年2.7%）と急激な減少を示しましたが、昭和50年から平成2年までの15年間で371名、12%の減（年0.8%）、更に平成2年から平成12年の10年間では290名、10%の減（年1%）、近年においては年1%前後の減少が続いており、住民基本台帳での平成17年3月末の人口は2,434人と更に減少が続いています。

平成16年度末住民基本台帳での高齢者人口をみると、65歳以上人口は661名で、高齢化率は27.2%と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っています。また、平成17年8月現在の高齢者を含む世帯は全体の47.8%と約半数の世帯には高齢者がいる状況で、その内、高齢者のみで構成されている世帯は253世帯（全体の26.8%）、独居高齢者の世帯が151世帯（全体の16.0%）にまでなっています。

また、第3期介護保険計画（計画策定中）の現段階での平成26年度の人口推計をみても高齢化率は38.9%程度になる見通しで、今後も更に高齢化が進むと見込まれます。

高齢者等の状況（平成17年8月現在）

世帯数	943世帯	人口	2,425人
独居高齢者世帯数	151世帯	独居高齢者世帯数 / 世帯数	16.0%
高齢者のみの世帯数	253世帯	高齢者のみの世帯 / 世帯数	26.8%
高齢者を含む世帯数	451世帯	高齢者を含む世帯数 / 世帯数	47.8%
高齢者人口	662人	要介護認定被保険者数 / 高齢者人口	13.8%

(1)移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

要介護認定を受けている人は88名（高齢者人口の13.3%）で、その内在宅での居宅介護サービス利用者は42名となっていて、要介護認定者の47.7%（高齢者人口の6.3%）と比率が高くなっています。福祉車両での輸送が基本となる要介護3以上の者は23.8%と少なく、要支援者、要介護1,2の者が32名（居宅介護サービスを利用する者の76.2%）を占めているなど、福祉車両を必要とする状況ではなく、一般乗用車両でのサービス提供が十分に可能であるといえます。

要介護認定者数（平成17年8月現在）

単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
1号被保険者	5	27	14	11	17	12	86
前期高齢者	0	3	4	2	2	1	12
後期高齢者	5	24	10	9	15	11	74
2号被保険者	0	0	1	0	1	0	2
総数	5	27	15	11	18	12	88

居宅介護（支援）サービス受給者数（平成17年8月現在）

単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
1号被保険者	5	21	5	6	3	1	41
2号被保険者	0	0	1	0	0	0	1
総数	5	21	6	6	3	1	42
利用者の割合	76.2%			23.8%			100.0%

身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付を受けている方は、平成17年度末で114名おります。

その内、福祉車両を必要とする移動制約者は、1級の視力、下肢、体幹、移動の21名程度で全体の18.4%程度となり、身体障害者のほとんどがセダン型でも対応可能といえます。また、現在も村単独事業による福祉タクシー利用助成事業でセダン型ハイヤーを活用する方が多い現状にあります。

身体障害者手帳交付者の分類（平成 17 年度末）

単位：人

等級	視力	下肢	体幹	移動	聴力	上肢	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱	直腸	総数
1 級	5	9	6	1		3	10	1	1			36
2 級	2	10	3	1		1						17
3 級		9	1			3	1					14
4 級	2	13			2	3				1	2	23
5 級		8	1			2						11
6 級	1	3			6	3						13
計	10	52	11	2	8	15	11	1	1	1	2	114

黒太線枠の割合 = 18.4%（21 名 / 総数 114 名）

精神障害者の状況

精神障害者の認定を受けている方は、平成 17 年度末 45 名おり、その内療育手帳の交付を受けている方は 10 名います。平成 16 年度に、公共交通機関の利用が困難で引きこもりになりがちな精神障害者の外出支援のため、福祉タクシー利用助成事業の対象を精神障害者まで拡大しています。しかし、現在までの利用者は数名しかいないため、今後は福祉有償運送における使用車両をセダン型車両に拡大することにより、精神障害者ヘルパーが運転する輸送サービスを実施し、通院や公共施設の利用機会を増やす必要があると考えられます。

(2)公共交通機関の状況

路線バス

（株）道南バスが、俱知安駅から真狩村間を 1 日 7 往復運行しています。朝夕の通学や通勤時間を除くと 2 時間に 1 便の運行となっていて、車両については移動制約者に対応したものではなく、バス停留所も障害者対応にはなっていません。また、バス停留所の場所も道道岩内洞爺線しかなく、沿線外の住民にとって、利便性はとても悪い状況です。

村内バス

過去に代替バス路線として運行をしていましたが、現在は、小中高校の通学のため朝夕 1 回 2 路線で、乗り合い可能なバスを運行しています（無料）。しかし、移動制約者に配慮した対応は出来ていません。

タクシー事業者

村内にタクシー事業者は、（有）羊蹄ハイヤーが 1 件だけで、ジャンボハイヤー 2 台、ハイヤー 2 台の計 4 台を所有していますが、介護タクシー等の福祉車両を使用したサービスは提供してはいません。近隣町村においても福祉車両を保有し、サービスを提供する事業者は皆無です。

5 構造改革特別区域計画の意義

村内の移動手段としては、朝晩各1回、スクールバスへの乗り合いにより、当村中心部へ移動する現状となっています。また、近隣町村への交通手段としても(株)道南バス1社による倶知安駅までの1日7往復のバス路線のみであり、通学・通勤時を除くと2時間に1本と便数が少なく、乗降場所も道道岩内洞爺線沿いに限られていることから、利用者の利便性が確保されているとはいえない状況です。移動制約者にとっては、日常生活上、自家用車による移動を余儀なくされ、家族に頼らざるを得ず、独居世帯や老人のみで構成される世帯にあっては、移動手段がない状況にあります。

福祉車両による有償ボランティア輸送は、身体機能が低下し、常時車イス等を利用している人にとっては有効な手段といえますが、村内には、介護保険での居宅介護(支援)サービス事業用として、バス1台、ワゴン車2台(バス、ワゴン車各1台は真狩村貸与、その他ワゴン車1台は、社会福祉法人所有)があるのみで、身体機能の低下が重度ではない要介護認定を受けた方の大部分や身体障害者や精神障害者に対する移動支援を考えると一般乗用車両でのサービス提供が十分に可能であるといえます。

また、高齢者や障害者が住みなれた地域で在宅の生活を継続するためにも、セダン型等の一般乗用車両を使用することにより、より多くの利用者に対し、サービス提供を行うことができ、地域福祉の増進を図ることができます。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者である高齢者や障害者の移動手段の確保が可能となり、移送サービスの円滑な実施を促すことで、高齢者や障害者の社会参加を促進し、家族の介護負担を軽減することにつながります。また、既存のサービスの担い手である社会福祉法人のみならずNPO法人等の新たな活動の場を拡大し、総合的な福祉サービスの再構築が可能となり、真狩村が目指す地域づくりとしての目標である第4次総合計画に位置づけられた「日本一あたたかい村づくり」の実現と、地域福祉システムの構築を目指します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年8月の介護保険による訪問介護の利用者は15人おり、昨年よりも倍増傾向にあります。また、当区域内には、人工透析を必要とする内部障害者が2人、精神障害者で通院医療費助成を受けている者が2人、児童デイサービスに通所している者が1人存在しています。現状として、家族による移送や愛の送迎サービスの利用、福祉タクシー利用助成事業で対応していますが、対象者の増等により輸送要望の増加が予想されることから、今回申請する福祉有償運送利用車両をセダン型車両へ拡大することによって、これらの移動制約者の通院に安定したサービスを提供

することができ、さらには家族の介護負担の軽減により、介護者の就労機会の促進が図られるほか、安心した生活基盤の確保がなされます。

社会的効果としては、この事業を実施することにより高齢者や障害者本人の閉じこもりになりがちな生活から活動範囲を拡大させることができ、安心して住みなれた地域でいつまでも生活を継続させることができます。

8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)愛の送迎サービス事業

- ・対象者～おおむね70歳以上の一人暮らし、若しくは夫婦世帯で、送迎確保が困難な者
- ・内容～居宅から真狩診療所、村内商店での買い物、官公庁への用事足しについての送迎を行う。
- ・利用料～無料
- ・車両～ワゴン車1台
- ・平成16年度利用者～15名 延べ242回利用

(2)福祉タクシー利用助成事業

- ・対象者～身体障害者手帳保持者 1級～4級
療育手帳保持者 A又はB
精神障害者保健福祉手帳保持者 1級～3級
- ・内容～対象者が羊蹄ハイヤー(村内事業者)を利用する場合に費用の一部を助成し、外出時の経済的援助を行う。(年24枚、1枚520円〔初乗り料金〕)
- ・平成16年度利用者～50名(延べ593枚利用)

(3)まっかり温泉送迎バス運行事業

- ・対象者～70歳以上の高齢者
- ・内容～村内の高齢者をまっかり温泉まで送迎するサービス
- ・運行回数～毎週木曜日、1日1往復(2路線)村内を巡回
- ・運行車両～マイクロバス(定員22名)

(4)村内バス運行

- ・ 対象者 ~ 村内在住者
- ・ 内 容 ~ スクールバスの運行にあわせて、乗り合いにより村民の交通手段を確保する。
- ・ 利用料 ~ 無料
- ・ 運行回数 ~ 学校の開校日、1日2往復(2路線)村内を巡回
- ・ 運行車両 ~ スクールバス(定員55名)

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1)事業に関与する主体

真狩村内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人等

(2)事業が行われる区域

出発地又は到着地が真狩村

(3)事業により実現される行為

事業に関与する主体が所有及び使用权を有する車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者など単独で公共交通機関の利用が困難又は、家族等の援助が受けられない移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供することができます。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)必要性等

平成16年から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両がリフト等の特殊な設備又はリフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた福祉車両に限定されています。この福祉車両の導入等整備に係る設備投資や改造費用等が高額なため、訪問介護事業所においても福祉車両の新規購入ができないため、道路運送法第80条1項に基づく許可取得が困難となっています。また、移動制約者の多くはセダン型車両による輸送で対応可能であるため、当該規制の特例措置を受け、使用車両をセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行うことによって、より多くの移動ニーズへ対応し、更にはNPO法人等が行う有償ボランティア輸送の促進、拡大が図られ、高齢者の通院及び障害者の通院・外出機会の創出を図ることができると考えています。

(2)真狩村福祉有償運送等運営協議会の設置

真狩村においては、平成 17 年 1 月に介護保険の訪問介護事業所からの要請に基づき真狩村福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）設置要綱の制定を行っています。（ただし、開催については未実施）

運営協議会の庶務は真狩村住民課に置く。

運営協議会は、真狩村が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・ 社会福祉法人北海道福心会理事長
- ・ 北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する職員
- ・ 真狩村長が指名する職員
- ・ 真狩村社会福祉協議会会長
- ・ 真狩町内会長
- ・ 真狩村老人クラブ連合会長
- ・ (有)羊蹄ハイヤー社長

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局（真狩村役場住民課）に設け、その内容等により、臨時に運営協議会を開催し報告するものとする。

(3)運送主体

真狩村内で活動する社会福祉法人及びNPO法人等で、運営協議会の決議を経て道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、以下に示す要件に該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項に規定する「要介護者」及び第 4 項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難であって、公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体で、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体で、利用者の苦情処理について受付ける。また、会員登録時等において説明を行う。

(4)使用車両

使用する車両は、運送主体が保有又は使用权を有しているものとし、車体側面等に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運送に要する車両は、道路運送法第 80 条第 1 項による許可申請で登録されている車両を使用する。

(5)運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において、十分な能力及び経験を有していると認められた場合はこれによらない。

- ・ 申請日以前 2 年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転をともなう特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ・ 北海道移送・移動サービス連絡会が実施する移送サービス運転協力者講習会を修了した者であること。
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全確保に関し、必要な知識及び経験を有する者であること。

(6)損害賠償措置

運送に使用する車両すべてについて、対人賠償保険が 8,000 万円以上で対物賠償が 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

(7)運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況や地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。この場合の「営利に至らない範囲」については、真狩村における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね 1 / 2 以内とする。

(8)管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

- ・ 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任され、指揮命令系統が明確にされていること。

- ・ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ・ 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。
- ・ 運送主体において、事故発生時の緊急連絡体制が整備されていること。
- ・ 運送主体において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制があり、対応責任者が明確であること。

(9)法令遵守

運送主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。